

総論 いまこそ防災・減災を見直す

# 災害を乗り越える事前復興の発想とその重要性・可能性

**中林 一樹**

日本災害復興学会元会長・東京都立大学名誉教授



## はじめに

公式に初めて震度7を記録した阪神・淡路大震災(1995)以降、間隔を縮めながら最大震度7の地震(中越・東日本・熊本・北海道・能登)が西に東に頻発している。それらのあいだには大規模水害も多発しているが、被害が大規模でその復興が大きな課題となるのは地震災害である。

本稿では、災害からの復興とは何か、そして、阪神・淡路大震災を契機に筆者が東京都とともに継続してきた「事前復興」の発想とその意義や可能性を論考する。

## 災害復興と事前防災

日本では歴史でも現代においても、大きな災害の後に被災地の再生に取り組んできた。そして、それは復旧(Build Back)ではなく復興(Build Back Better)であるとしてきた。復興とは被災地が被災前に抱えていた課題を解決してより良い地域に造り直すことと理解されてきた。

復興で何を解決するのか。第一は被害が集中した原因である地域の脆弱性の除去、第二に居住性・社会サービス性の向上、第三にそのために不足している基盤施設(インフラ)の整備で、復興によって本来目指すべき市街地像を実現するのである。

なぜ日本では、被災後にそのような「改造型まちづくり」が必要なのか。その地域の課題は、本来、事前の都市計画の実施で解決し実現しておくべき課題ではないか。しかし、残念ながら日本の都市では、平時にこのような防災や地域課題の改善ができていない地域・市街地が広範に存在し続けていて、多くの人々が日常生活をしている。

しかし1970年代から災害の危険性を改善するための「防災まちづくり」の取り組みが大都市から始まっていった。一方、人口増加と経済の高度成長による都市化の進行が、大都市の既存市街地のみならず郊外にも都市計画を行うことなく無秩序に市街地を形成してしまった。

その改善を目指す被災前のまちづくりは、防災を主目的にしても市街地を抜本的に改造することはできず、現実の日常生活を継続しながら現状から個別部分的に課題を解決していく「修復型まちづくり」に留まらざるをえなかった。しかし、大災害はその課題ともども現状の市街地を壊滅してしまう。その被災地では、更地と化した市街地の復興にあたって平時にはできなかった、本来めざすべき目標市街地像の実現を目指す「改造型まちづくり」で復興に取り組んできたのである。

## 被災者復興と被災地復興

都市を都市計画に基づいて形成してきた米国などでは、被災後に抜本的な都市計画事業で市街地を改造するという日本のような災害復興まちづくりは行う必要がない。そこでの災害復興は、被災した地域の都市計画的整備を目指すのではなく、災害で自宅を失った被災者への自宅の再建と生活・仕事（収入）の確保など、被災者である市民と法人（企業等）の復興とその実現に向けた公的支援という「被災者復興」が最重要な復興課題であり、「被災地復興」が主要課題ではない。

一方、日本では災害復興とは被災地復興が最大の課題であり、被災者復興は災害救助法による自力では被災への対応が困難な「被災弱者の救済」の延長上にある課題として位置付けられていた。災害救助法（1947）では、災害で日常生活と自宅を失った被災者に生活に不可欠な支援と自宅に代わる生活の場としての避難所の提供という「避難生活期の支援」、および自力では仮住まい先を確保できない自宅が半壊以上となった被災者へ「応急仮設住宅の提供」を行うとしている。しかし、家賃が支援されるだけの仮住まい期の生活にも支援が必要な被災者は多く、自己所有の住宅は私有財産ではあるがその再建にも支援が必要であるとの声が大きくなって、阪神・淡路大震災を契機に被災者生活再建支援法（1998）が制定された。これにより、被災者の復興支援が初めて日本で本格化した。

それでも、被災地復興こそが災害復興の重要課題であるとの概念認識は、関東大震災（1923）で焼失した東京の膨大な費用による都市改造という巨大公共事業で取り組んだ“帝都復興事業”によって形成されたと考えている。

## 東日本大震災の津波被災者の「復興感」

では、被災者は災害からの復興をどのように捉えているのだろうか。その観点から、筆者は東日本大震災の津波被災者を対象に、1年目から10年目までの間の、被災者が自分の復興目標に対する達成度を質問紙で繰り返し調査した。対象は福島県新地町、宮城県気仙沼市、岩手県大船渡市の津波浸水地域に居住していた被災者である。1年目は被災前の住所（ゼンリンの住宅案内図で確認）に郵送し、転居サービスで送付した。被災者の約9割に郵送できた。2年目以降は、回答者に現住所を確認しつつ、毎年郵送を繰り返した（中林 2019）。

被災後に、被災者には「こんな生活を取り戻したい」とイメージした復興目標がある仮定し、1年毎の個々の復興達成度を「復興感」とし、また被災者の暮らしに係る生活項目の被災前に対する回復度を「回復感」として評価してもらった。その「復興感」と「回復感」との関係を重回帰分析で確認した（表1）。

表1から、被災者の復興が進捗して復興感が高まるには、被災直後の避難生活期・仮住まい期に「食生活等の日常生活」の回復ができ、仮設住宅での生活に不可欠な家族の生活のための「世帯収入」が確保でき、その生活の安定化が今後の「住宅再建の見通しや実現」に向かうことを促し、被災者は自己の復興の進捗を実感する。その時に、これからどこで暮らすのか、どこに住まいを再建するのかと「被災地の復興」を現実的な自分事として捉える。そんな被災者の災害復興過程（プロセス）が見えてくる。

この被災者の復興感調査から、災害復興とは、被災者一人一人には、自らの日常生活や仕事・収入の回復とともに住いの再建・

表1 東日本大震災津波被災者の復興感を規定する生活回復感と被災地域復興の評価

生活項目	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2021
日常(食事)	0.26	0.20	0.16	—	0.24	—	—	—
買物の便	—	—	—	—	—	—	—	—
医療状況	—	—	—	—	—	0—	—	—
仕事状況	—	—	—	—	—	—	—	—
家庭収入	0.20	0.20	0.14	0.13	0.25	0.32	0.17	—
近所関係	—	0.13	0.13	—	—	—	—	0.19
子孫生活	—	—	—	0.25	—	—	0.18	—
住宅状況	0.46	0.41	0.45	0.35	0.33	0.44	0.12	0.21
通勤の便	—	—	—	—	—	—	—	—
外出の便	—	—	—	—	—	—	0.24	—
地域復興	—	—	—	0.31	0.27	0.22	0.41	0.41
FR(調整済)	0.51	0.56	0.59	0.62	0.58	0.54	0.66	0.44
分析票数 <sup>1)</sup>	171	180	190	174	176	169	183	422

注：2012～2018は継続回答、2021は有効回答数。ステップワイズ法。

確保をめざす「被災者復興」の取り組みが迅速に実現できることこそが重要で、「被災地復興」から復興を考えて取り組んでいるわけではない”ことが示された。

一方、行政が取り組む災害復興とは、被災地域の道路やライフライン施設など基盤施設整備に公共事業で取り組む改造型復興まちづくりの「被災地復興」である。

ところが東日本大震災の津波被災地は、避難生活から仮住まいに移行する段階で、特に年金受給してない若い世帯は、被災地に失われた仕事に戻ってきていないため、さまざまな雇用の可能性がある内陸都市部に移住する仮住まい生活となった。それは、迅速に仮設住宅を提供するために民間賃貸住宅等の公費借上げによる「賃貸型仮設住宅」約6万戸が提供されたことと相まって、被災地復興の公共事業が完了した10年後でも、多くの津波被害自治体で20%～40%も居住人口が減少したままである。

ハードな復興まちづくりを公共事業として推進したが、津波被災地に被災者が戻ってきて、新しく転入する人もいて、笑顔と活気あふれる街とする「新たなコミュニティの形成」が、10年目以降の東日本大震災の復興まちづくりの喫緊の課題となっている。

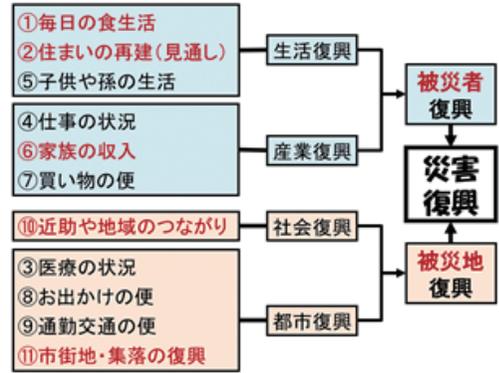


図1 復興感調査にみる災害復興の構成

## 事前復興の発想と展開 —阪神・淡路大震災に学ぶ—

### (1) 事前復興の最初は東海地震対策から

復興まちづくりは、どこでどのように被害が発生するかわからないのだから災害発生後に取り組むしかない、と考えられてきた。その前提を覆したのが、東海地震の切迫性の提示とその被害想定である。被害想定は、事前防災(被害軽減)と被災直後の対応策を準備するためであったが、当時建設省ではその膨大な被害からの復興についても検討しておく必要があるとして、1984年に研究会を立ち上げた。これが世界で最初の「事前復興」の取り組みで、「復興方針の検討と初動対応の事前準備」という発想であったが、それは政府の内部検討にとどまっている。

### (2) 阪神・淡路大震災の被災地復興の展開

神戸市での被災地復興は、震災翌日夕方の対策本部会議で市長から「復興まちづくりが大問題になる。どれくらい必要になるか市街地の被災状況を把握すべき」との指示により、街区単位での被害概況調査を開始、1週間後に復興本部も開設、2週間後には土地区画整理事業や都市再開発事業による市街地復興を検討する区域を建築基準

法 84 条の建築制限区域として指定・公表した。避難所や被災現場での周知・説明を経て制限期間が終了する 2 カ月後に都市計画審議会を開催し、復興都市計画の事業区域を決定した。その後、この復興まちづくり地区ごとに居住者や地権者の復興まちづくり協議会を神戸市まちづくり条例により立ち上げ、被災者復興の個別相談とともに専門家の派遣により復興まちづくり案をとりまとめ、条例に則って市長に提案、その案を踏まえて復興まちづくり計画を策定した。最初の復興まちづくりの都市計画事業の決定は、震災 10 ヶ月後の 11 月であった。

事前復興について「復興対策の事前準備」の必要性を重要事項として政府が防災白書に書き込んだのは、阪神・淡路大震災後の平成 7 年度版である。しかし、それよりも早く、復興対策の事前準備の重要性を認識し取り組んだのが東京都である。

### (3) 阪神・淡路大震災に学んだ東京都

阪神・淡路大震災が発生した 1995 年 1 月 17 日の頃、東京都は「東京区部直下地震 (M7.0)」の最初の被害想定に取り組んでいた。被害想定作業を中断し、都職員と測定委員会の委員とで 10 のテーマで研究チームを組織して現地調査に入った。被害想定委員であった筆者に与えられたテーマは「市街地復興の進め方」であった。

神戸市を中心に市街地復興の取組みについて調査した。そして、震災からの被災地復興を、被害の全貌が明らかになる震災後に迅速に取り組むためには、何を調査し、どう判断して区域を決め、どう被災者の参加を得て復興計画を策定するか、事前に手順等を準備しておくべきと提言した。なぜなら 10 万 5 千棟全壊・7000 棟全焼と 11 万 2 千棟全損の阪神・淡路大震災に対して、東京都の想定被害は概算で 43 万棟の全壊焼失と、阪神・淡路大震災の 4 倍もの

被害想定がなされていたからである。東京都といえども 4 倍の被害から阪神・淡路大震災と同じスピードで市街地復興に取り組むには、復興の進め方の事前準備は不可欠であった (東京都 1995)。

### (4) 東京都と区市での事前復興の展開

東京都は、現地調査報告書の提言を受け、1995 年度に都市整備局で都市復興分野での事前復興の検討を、総務局で復興業務の体制と被災者復興に係る住宅・生活・産業分野での事前復興の検討を開始した。

都市整備局には都市復興基本計画検討委員会<sup>1)</sup>を設置し、市街地復興の事前準備の検討を開始した。課題は二つあった。一つは、被災後に目指すべき市街地復興ビジョンを第二の都市計画案として検討しておくべきとの意見、一つは、被災直後から被災者参加で復興まちづくり計画を策定する手順をマニュアルとして検討しておくべきとの意見であった。筆者は、非公開の「第 2 の都市計画」として復興ビジョンを検討しておく時代ではない。住民参加時代には、被災者の参加を得て被災者とともに復興まちづくり計画を策定する手順(マニュアル)を準備しておくべきとの意見であった。

議論の末、マニュアル作りから取り組むことになり、1997 年末にまず「東京都 都市復興マニュアル」を、1998 年に「東京都 生活復興マニュアル」を公表した。

東京都はこれで事前準備が終了した雰囲気であったが、このマニュアルを使いこなせる人材の育成こそが重要な事前準備であると考えた筆者は、行政に迅速な取り組みが求められる被災地復興について、被害想定を前提に、都市復興マニュアルに則り復興まちづくり計画を策定してみる「都市復興訓練」の実施が重要であると提案した。そして、1998 年から都職員と、さらに復興まちづくりの現場となる区市町村職

員を対象として都主催で「都市復興訓練」を試行した。この訓練は継続され、新型コロナウイルス蔓延期はオンラインでの訓練とし、2023年度が26回目の訓練で、これまでに延2000人余の都・区市職員が学んできた。

この都市復興訓練での人材育成と復興の疑似体験が、木造密集市街地が広がる都心副都心周辺区を中心に、区市でも都市復興マニュアルの策定が進展している。区市では、木造住宅密集市街地などの防災まちづくりが必要な市街地が、被災しやすい基盤未整備のまちで、被災すれば最も復興まちづくりが必要になる地域となる。そのまちで区・市と地域居住者として、被災してしまったらどう復興まちづくりを進めるのかを考えてみる「復興まちづくり訓練」も、2003年以降で約90地区で取り組んできた。

#### (5) 事前復興まちづくり計画の法的基盤

こうした事前復興の取組みに関する法律制度はない。これまでの災害復興は、阪神・淡路大震災復興特別措置法（1995）、東日本大震災復興特別措置法（2011）と、大規模災害発生後に個別措置として急遽立法されて、泥縄的に復興に取り組んできた。そこで東京都は、事前復興の取組みの法的基盤として、2001年に震災予防条例（1971）を地震対策条例（2001）に改定し、事前復興の取組みを位置づけた。

それに合わせて、都市復興マニュアル、生活復興マニュアルを、「震災復興マニュアル（復興施策編）」と「同（復興プロセス編）」に改編した。同時に、都市復興訓練を通してマニュアルに従って都市復興すべき被災市街地の区域を画定し、復興まちづくり計画の策定を訓練してきた。しかし、そこをどんなまちに復興するのかがマニュアルからは導けないことが訓練で明らかになり、そのため、被害想定を前提に被災後に東京が目指すべき“復興都市づくり

ビジョン”を「震災復興ランドデザイン（2001）」として取りまとめた。

そして、復興ビジョンを実現する復興マニュアルでの進め方は、行政が地域社会（居住者・事業者等の関係権利者）とともに取り組むべきと「地域協働復興」を東京の復興理念として提起し、目標（ランドデザイン）、計画策定（復興施策マニュアル）、進め方（復興事業プロセス）の東京都の事前復興まちづくり計画が整えられた。

その継続的見直しと復興人材育成のための都市復興訓練の継続は、区市の「事前復興マニュアル」策定と、地域住民とともに取り組む「復興まちづくり訓練」を通して「都市計画マスタープランに区市の復興ビジョン（復興まちづくりの方針）を位置づける」取組みを、区市に広めている。

#### (6) 事前復興の全国展開

事前復興の取組みは首都圏では東京都に引き続き神奈川県、埼玉県でも取組みが広がっていったが、全国的に事前復興の重要性に気付き展開していったのは、東日本大震災（2011）以降である。被災地を復興特区に指定して規制緩和し、復興交付金等による公費100%の復興事業の推進などの特別措置を、とくに30年以内の発生確率が70%以上という南海トラフ巨大地震や首都直下地震からの復興対策として、大規模災害復興法（2013）が事前立法された。この立法は、復興の事前準備のみならず、必要な措置は事前実施しておく「事前復興対策」の法的足掛かりにもなる。

さらに、想定外の巨大災害の発生を防止し迅速に復興ができる国土の形成を目指して国土強靱化基本法（2013）も立法され、国土強靱化基本計画の基本目標の第4には「迅速に復旧・復興できる国土の形成」と、事前復興の準備と実践をも位置付けている。

こうした背景の下で、東日本大震災以降

とくに南海トラフ巨大地震で被災する西日本の太平洋沿岸地域を中心に、事前復興の取組みは全国に展開していった。加えて、国土交通省は 2018 年「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン<sup>2)</sup>」を公表した。

事前復興として自治体が取り組むべき内容を①体制、②手順、③訓練、④基礎データ、⑤目標として、検討を促した。しかし①、②に対して、③～⑤の取組みが遅れているとし、各自治体が即地的に復興課題を把握し具体的な復興まちづくりの目標像やそれを実現する事業手法の検討に取り組めるように、2023 年「事前復興まちづくり計画のためのガイドライン<sup>2)</sup>」を追加し、被災地復興の事前準備としてのビジョンづくりの事前検討を促している。これは、とくに南海トラフ巨大地震の沿岸地域のように被害状況が即地的に可視化でき共有しやすい津波被災からの復興ビジョンの事前検討は有効である。しかし首都直下地震のように木造住宅密集市街地では即地的にここが火災で焼失すると決めつけがたい。このような不確実な被災状況においては復興ビジョンを即地的に共有して復興まちづくり計画として事前に策定し公表することはできないが、被災後に目指すべき市街地復興の方針やビジョンの事前検討は重要である。

## フェイズフリー防災としての事前復興の重要性と可能性

### (1) 準備する事前復興と実践する事前復興

筆者は四半世紀以上も東京都と区市で事前復興の実践的研究を継続してきた。その中で、「事前復興」という発想は、被災前に復興対策の準備をしておくという考えから、単に準備をして被災を待つのではなく被災前に出来ることは実践しておく事前

復興の重要性を考えるようになった。事前復興の発想が“事前準備から事前実践へ”と展開したのである。

東京都で取り組んできた「復興マニュアル (復興施策編)」も「復興マニュアル (復興プロセス編)」も、さらに復興訓練による復興業務を習熟した行政職員の人材育成も、それだけでは事前に準備して被災を待つ“受け身の事前復興”に過ぎない。もっと“攻めの事前復興”が重要であり、より良い復興を実現させる可能性もあると考えたのである。それは、広義には被害の軽減によって復興しやすくする事前防災の取組みと重層する。しかしそれだけではなく、何が復興を遅らせ、被災後の混乱期に復興を困難にさせたのか。その復興課題を事前に解決しておくことこそ究極の事前復興であろう。事前復興とは準備しておくよりも、実践しておく取組みであるべきである。

### (2) 被災地のみならず被災者の事前復興も

さらに、準備する事前復興も実践する事前復興も、復興まちづくりとしての「被災地復興」のみならず、一人一人の「被災者復興」でも事前になすべきことはある。

「被災地復興」とは、多くの関係権利主体の合意によってなしうる復興であろう。平時には現状の課題を修復してきた防災まちづくりを、被災後には市街地を改造する復興まちづくりとして取り組むには、行政体制・復興目標・計画策定・事業決定・推進手順などを事前にマニュアル化しておくだけでなく、市街地基盤を整備する基本要素でもある個々の土地区画の地籍を事前に確定しておくことは、被災後の迅速な被災地の復興を可能とする重要な事前復興である。この土地区画の境界画定には、隣接土地所有者の立会いと確認が不可避であり、被災後の混乱の中での取組みは困難を極めることは容易に想像できよう。

また「被災者復興」の最大の課題は自宅の再建であるが、解体費を支援する公費解体、被災者生活再建支援法による自宅再建の加算支援以上に、被災者にとって大きな経済的復興支援となるのが、災害保険（災害共済）への加入による保険金の支払いである。これは、事前加入が基本で、被災しなければ支払いが受けられない。“掛け捨て”と言われるが、その掛け金は、何処か

で被災者への保険金となっている。事前加入とはいわば「義援金の前払い」という仕組みであり、事前に保険（共済）に加入しておくということは重要な“個人の「実践する事前復興」”なのである。

表2は、被災地復興と被災者復興の準備しておく事前復興と実践しておく事前復興の取り組みを例示したものである。

表2 被災地と被災者の準備する事前復興と実践する事前復興の例示

		準備する事前復興	実践する事前復興
みんなで取り組む事前復興	事前復興まちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興マニュアル（体制・手続・訓練・データ・目標）策定（行政）</li> <li>復興ビジョン（方針・目標）の検討（行政：復興ランドデザイン）</li> <li>復興訓練（行政：人材育成）</li> <li>復興まちづくり訓練（地区：知識啓発・市民人材の育成）</li> <li>まちづくり条例の制定と活用</li> <li>復興まちづくり推進条例の制定</li> <li>所有者不明土地、空家の管理</li> <li>相続登記の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>復興ビジョン・復興まちづくり方針を「都市計画マスタープラン」に記載し共有</li> <li>防災街区整備地区計画（修復型防災まちづくり計画）に災害時の改造型復興まちづくりの方針を記載し法定決定しておく</li> <li>事前に地域社会で防災まちづくりに取り組んでいる組織活動を被害の事前軽減</li> <li>津波等浸水想定地域での高台用地の整備</li> <li>公共施設・公益施設の高台移転の推進</li> <li>地籍調査の実施（道路の公民境界の確定、敷地境界の画定と所有者の確認）</li> </ul>
	マンションの事前復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>マンションは区分所有者による立体の「まち」であり、管理運営は合意による「まちづくり」</li> <li>管理組合の活性化と自立化</li> <li>設計図書確保</li> <li>マンション防災の推進</li> <li>計画修繕計画と修繕金の確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理組合規定に、災害時の管理体制と修復など対応方針の記載</li> <li>計画修繕計画に災害時の修繕方針を記載</li> <li>「区分所有者名簿」と「居住者名簿」の作成（携帯電話番号の掲載）</li> <li>マンションの災害保険（災害共済）の加入</li> <li>居住者居室の災害保険（災害共済）の加入</li> </ul>
個別に取り組む事前復興	わが家の事前復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>相続登記の確保</li> <li>自宅のみならず「実家」の登記書等の確認</li> <li>多世代居住の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化に備える自宅の耐震改修の実施</li> <li>使わない粗大ごみの早期処分</li> <li>自宅の災害保険（災害共済）の加入</li> <li>多世代居住を契機とする自宅の建替え</li> </ul>
	わが社の事前復興	<ul style="list-style-type: none"> <li>BCP（事業継続計画）の策定</li> <li>復興時にも目指すべき「企業の将来ビジョン」の検討公開</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>主要施設・設備の耐震強化の実施</li> <li>安全な地域・地盤への施設立地展開</li> <li>災害保険（災害共済）の加入</li> </ul>

## これまでの災害復興とこれからの災害復興

これまでの災害復興、首都直下地震のモデルともなる大都市直下の地震災害である阪神・淡路大震災の災害復興も、南海トラフ巨大地震のモデルともいえる巨大津波に

よる壊滅的な被害となった東日本大震災の災害復興も、事前復興の取り組みによって準備していき取り組んだ災害復興ではない“突発対応型の災害復興”であった。これまで、事前に被害想定に基づき準備し、また事前に復興に備えて実践してきたような事前復興に取り組んできた地域が被災して

災害復興に取り組んだ事例は、日本でも世界でも未だない。

しかし、これからの災害復興とは、被害想定やハザードマップに基づいて被災状況を想定し、その被災からの復興はどうあるべきかを平時に検討して、準備し実践して備えてきた「事前復興計画」に基づく災害復興という取組みになっていくはずである。

それは、これまでの災害復興よりも迅速に、かつ被災した一人一人の被災者復興と連携して、事前にすでに共有していた都市や街の目標像に向かって迅速に合意し、復興まちづくりにいち早く取り組んでいく「事前復興型の災害復興」となっていくであろう。

さらにいずれは、「あんなに大きな地震だったのに、被災地では復興する必要はない。被災地も被災者も修復による復旧で充分だ」という時代が来るはずである。なぜなら、「昔なら災害復興時を千載一遇の機会として解決してきた地域の課題も、すでに事前復興として解決済みなので、復旧を急げば十分だ」というような、人々の生活、その場としての都市やまちを被災前に整備し実現してきたからです」といえる日がくることを夢見て、事前復興の発想による「事前準備と事前実践のまちづくり」を全国で展開していきたいと思っている。

#### <参考文献>

- ・東京都 (1995) 「阪神・淡路大震災調査報告書」平成 7 年 7 月、379 頁。
- ・中林一樹 (2016) 「復興研究の意義と展望—東日本大震災の復興同時進行研究から—」復興, No.15, pp.34-41.
- ・中林一樹 (2016) 「「事前復興」の意義と可能性」新都市, Vol.70No.11, pp.3-6
- ・中林一樹 (2016) 「事前復興の発想、事前準備から実践する事前復興へ—その意義と可能性—」復興, No.16, pp.3-14
- ・中林一樹 (2017) 「事前復興の理念と戦略」21 世紀ひょうご, 公益財団法人ひょうご震災記念 21 世紀研究機構 Vol.22, pp.3-18、
- ・中林一樹 (2019) 「津波被災者の「復興感」にみる津波災害からの復興プロセス」東日本大震災合調査報告—建築篇 11 建築法制都市計画—、東日本大震災合調査報告書編集委員会、pp.270-273。
- ・中林一樹 (2023) 「大規模災害からの迅速な復興に備える事前復興の意義と可能性—首都直下地震・南海トラフ巨大地震の事前復興の準備と実践—」都市防災ハンドブック (第 1 編・第 1 章・第 9 節)、(株)エヌ・ティー・エス、706 頁。

#### <補注>

- 1) 都市復興基本計画検討委員会の委員であった筆者は非公開のビジョンよりも、明日地震が発生しても復興業務が遅れることなく初動対応できるように復興マニュアルの策定を考えた。
- 2) 「復興まちづくりのための事前準備ガイドライン (2018)」に対して、復興ビジョン (目標) や訓練の検討に取り組み自治体が少なく、復興ビジョンから取り組む「事前復興まちづくり計画検討のためのガイドライン (2023)」を策定。ともに検討会の座長を筆者が務めた。

#### <中林一樹のプロフィール>

なかばやしいつき。東京都立大学名誉教授。工学博士。1947 年福井県生まれ。福井大学工学部建築学科卒業、東京都立大学工学研究科建築学専攻修了。1975 年東京都立大学地理学科助手、助教授、都市科学研究科教授等を経て 2011 年 4 月より東京都立大学名誉教授。同年より明治大学政治経済学研究科特任教授。2018 年より同大危機管理・復興研究所客員研究員。中央防災会議専門委員 (首都直下地震被害想定など)、内閣官房・ナショナルレジリエンス懇談会委員、東京都防災会議専門委員 (被害想定など)、東京都火災予防審議会会長など歴任。一級危機管理士、一級建築士。都市計画・都市防災・災害復興が専門。1976 年 10 月末の酒田大火 (山形県) の鎮火直後に現地に行き、一夜で 1700 棟が焼け落ちた被災地での衝撃から、都市防災研究と災害復興研究に取り組んできた。平成 26 年度 防災功労者 内閣総理大臣表彰、令和 4 年度日本都市計画学会大賞・石川賞「東京都の事前復興対策とそれを牽引してきた都市復興訓練の継続的展開」で東京都と共同受賞。